

公益財団法人香川県スポーツ協会職員就業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県スポーツ協会（以下「本会」という。）の職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 服務心得

(職務の遂行)

第2条 職員は、その職務を遂行するにあたって、本会の規程等を遵守し、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(事務処理)

第3条 職員は、相互の連絡協調を図り、かつ、合理的な方針及び計画をたてて、事務を処理しなければならない。

(職務に専念する義務)

第4条 職員は、法令又は本会の諸規程に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、本会がなすべき責を有する職務のみ従事しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ会長の承認を得て、職務に専念する義務の免除を受けることができる。

第3章 任免

(採用方法)

第5条 職員の採用は、選考によるものとし、会長が行う。

第6条 新たに職員として採用された者は、直ちに誓約書その他必要な書類を提出しなければならない。

(昇任)

第7条 職員の職への昇任の基準は、会長が別に定める。

(定年による退職)

第8条 職員の定年については、香川県職員（以下「県職員」という。）の例による。

(分限及び懲戒)

第9条 職員の分限及び懲戒については、県職員の例による。ただし、労働基準法第91条の適用を妨げない。

第4章 服務

(勤務時間)

第10条 職員（嘱託職員及び臨時職員を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 嘱託職員及び臨時職員の1日の勤務時間は、原則として7時間30分とする。

第11条 削除

(休憩時間)

第12条 職員の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合においては、少なくとも1時間とし、勤務時間の途中に置くものとする。

(週休日)

第13条 総合水泳プール以外に勤務する職員においては、会長が、4週間ごとの期間について8日の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を定める。

- 2 総合水泳プールに勤務する職員については、会長が、7月及び8月以外の月の火曜日（火曜日が祝日等に当たるときは、その翌日）を含め、4週間ごとの期間について8日の週休日を定める。
- 3 会長は、業務の都合上特に必要がある場合には、前2項の規定により定めた週休日を変更することができる。

(勤務時間等の割振り)

第14条 職員の勤務時間、休憩時間（以下「勤務時間等」という。）の割振りについては、会長が、午前8時30分から午後9時30分までの間で定める。

- 2 前項の勤務時間等の割振りについては、月ごとに職員個々に定め、当該月の初日を起算日とする10日前の日までに関係職員に通知する。
- 3 会長は、業務の都合上特に必要がある場合には、第1項の規定により定めた勤務時間等の割振りを変更することができる。

(休日)

第15条 職員は、次に掲げる日（次項において「休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間についても勤務することを要しない。

- (1) 祝日等
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの間（前号に掲げる日を除く。）
- 2 休日の勤務及び代休日の指定については、県職員の例によるものとする。

(超過勤務)

第16条 業務上、会長が必要と認めるときは、正規の勤務時間を超えて勤務させることができる。

- 2 前項の超過勤務を命ずるときは、超過勤務命令簿により行うものとする。

(休暇の種類)

第17条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(休暇の日数及び手続き等)

第18条 前条に規定する休暇の日数及び手続き等については、県職員の例によるものとする。

(育児休業等)

第19条 職員の育児休業等に関する事項については、県職員の例によるものとする。

(出勤簿の押印)

第20条 職員は、定刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。

(遅刻、早退及び欠勤)

第21条 職員は、傷病その他の事由により、遅刻、早退又は欠勤しようとするときは、あらかじめ会長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(出張)

第22条 職員には、業務の都合により出張を命ずることができる。

2 前項の出張は、旅行命令簿によって命ずるものとする。

(旅費の支給)

第23条 前条第1項の規定により命ぜられた職員に対しては、県職員の例により旅費を支給する。

(旅行の復命)

第24条 出張を命ぜられた職員は、当該出張から帰任したときは、速やかに復命書を上司に提出しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。

(研修)

第25条 職員の勤務能率の増進を図り、業務の向上に資するため、必要に応じて、職員に研修を行う。

(事務の引継)

第26条 職員は、退職した場合又は転任、免職若しくは休職となった場合には、速やかに後任者又は会長の指名した者に担当事務の引継ぎをするとともに、処理上必要な事項の申し送りをしなければならない。職員の事務分担に変更を生じたときもまた同様とする。

第5章 給 与

(給与等)

第27条 職員の給与の額、支給条件及び支給方法については、県職員の例による。

第6章 表 彰

(表彰)

第28条 職員が、次の各号の一に該当するときは、これを表彰することができる。

- (1) 業務上功績顕著と認められるとき。
- (2) 品行方正にして且つ勤務成績が優秀で、他の模範とするに足るとき。
- (3) 永年勤続し、功労のあったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、特に表彰に値するとき。

2 前項の規定による表彰は、次の各号に定める方法により行う。

- (1) 賞状授与
- (2) 賞品授与

第7章 安全衛生

(危害の防止)

第29条 会長は、安全衛生保持のため必要な措置を講じ、職員の危害防止に努めるものとする。

2 職員は、安全衛生に対する会長の指示を遵守し、これに協力しなければならない。

(健康診断)

第30条 職員は、毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

(療養命令)

第31条 前条の規定による健康診断の結果、必要があると認められる場合には、会長は、職員に対して療養を命じ、又は保健衛生上必要と認める措置をとることができる。

第8章 災害補償

(療養補償等)

第32条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、療養補償等を行う。

第9章 雑則

(兼務職員の取扱い)

第33条 県職員で、兼務を命ぜられた本会の業務に従事することとなった者（以下「兼務職員」という。）には、この規程は適用しない。

(特別の取扱い)

第34条 特別の事情によりこの規程により難しいと認められるときは、会長の承認を受けて特別の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、公益財団法人香川県体育協会設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合
- (4) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (5) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第6条の規定により、適法な交渉を行う場合
- (6) 職員が、国又は公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- (7) 職員が本会又は本会以外の者の主催する講演会等において、講演又は講義を行う場合
- (8) 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (9) 職員がその職務の遂行上必要な試験を受験する場合
- (10) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合
- (11) 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康審査を受ける場合
- (12) その他特別の理由のある場合